

「(仮称) 北野沢風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、合同会社ユーラスエナジー北野沢が、青森県下北郡東通村において、現在自社で稼働中の「ユーラス北野沢ウインドファーム」(総出力12,000kW、定格出力2,000kWの風力発電設備6基)について、既設の風力発電設備を全て撤去し、最大で出力17,200kW、単機出力4,200～4,300kWの風力発電設備4基に建て替える(以下「リプレース」という。)事業である。

今日の地球温暖化の危機的状況においては、再生可能エネルギーの主力電源化を進めることが不可欠であるが、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や環境等への影響について地域の懸念が顕在化している。令和6年5月に閣議決定された第六次環境基本計画では、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組を加速化するとした上で、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必要があるとしている。

本事業については、既設の風力発電設備及び附帯設備の撤去跡地、既存の道路、変電所等を利用することにより、改変面積を削減するなどリプレース事業の特性を踏まえ一定の配慮が認められる。

一方、対象事業実施区域の周辺では、他事業による複数の風力発電所が環境影響評価手続中等であり、対象事業実施区域は累積的な影響を考慮することが重要な地域に位置している。

また、対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、本事業の実施による建設機械の稼働に伴い、騒音レベルが最大19dB増加する予測結果となっているほか、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測結果は、事業者が参考とした指針値を複数の地点において超過している。

さらに、対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づき国内希少野生動植物種(以下「国内希少種」という。)に指定されているオジロワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、ガン・カモ類等の渡り鳥の飛翔が確認されている。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響

評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 累積的な影響について

ア 対象事業実施区域の周辺では、他事業による複数の風力発電所が環境影響評価手続中等であることから、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討することで、地域全体の環境影響の低減を図り、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

イ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有し、地域全体の環境影響の低減を図ること。

(3) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえ、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

2. 各論

(1) 騒音及び風車の影に係る影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在している。本事業の実施による建設機械の稼働に伴う騒音については、事業者が参考とした環境基準値は超過しないものの、現況値から最大で 19dB 増加すると予測されているほか、風力発電設備の稼働に伴う風車の影については、事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を複数地点において超過しているが、遮蔽物により影響は低減されると予測されている。

このため、工事の実施に伴う騒音及び風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響を極力低減する観点から、防音・防振対策、工事工程の調整等の環境保全措置を講ずることにより、騒音による環境影響を極力低減するとともに、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、騒音及び風車の影による生活環境への影響が生じる住居に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施すること。また、風車の影に関する事後調査を適切に実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているオジロワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、ガン・カモ類等の渡り鳥の飛翔が確認されている。また、他事業による過去の環境影響評価図書においても、対象事業実施区域及びその周辺でオジロワシ、クマタカ等の飛翔及びバードストライクが確認されていることから、本事業の実施により鳥類に対して移動の阻害、バードストライク等の影響が懸念される。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ア 他事業による過去の環境影響評価図書におけるクマタカの生息・繁殖状況を含め、行動圏解析の補正を行い、その結果、クマタカの衝突リスクが相対的に高い風力発電設備については、専門家等の助言を踏まえ、可能な限りクマタカの飛翔確認位置から離隔を確保するなどの配置の見直しを検討すること。
- イ 鳥類の風力発電設備への衝突、移動の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に関する事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、衝突や移動の阻害等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、専門家等からの助言を踏まえ、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。
- ウ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定めるとともに、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、その確認位置、損傷状況等を記録し、速やかに関係機関との連絡及び調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。